

# 奥多摩町長選挙

## くきれいな選挙で 明るい奥多摩を

### 【選挙日程】

#### 選挙告示

5月12日（火）

#### 投票日

5月17日（日）

午前7時から午後6時

#### 選挙会・開票日

5月17日（日）午後8時

から福祉会館1階集會室にて

\*開票所への入場は、1候補者につき3名まで。

\*町ホームページにより開票速報を行います。

### 【投票のできる方】

選挙人名簿登録基準日および登録日は、5月11日です。投票のできる方は、つぎのとおりです。

◎平成14年5月18日までに生まれた方で、住民基本台帳に登録され3か月の住所要件を備えている方。

◎令和2年2月11日までに奥多摩町に転入の届出を

し、住民基本台帳へ登録の手続きをされた方。

（注）投票日までの間に町外へ転出された方は、投票できません。

### 【町内で転居した方の投票】

4月20日までに転居手続

きをされた方は、その転居先の投票所で投票を行うこととなりますが、4月21日以降に転居手続をされた方については、転居前の投票所で投票することになります。

### 【期日前投票】

◎投票日に仕事や旅行などで投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。

《期日前投票のできる期間》  
5月13日（水）から16日（土）までの毎日、午前8時30分から午後8時まで選挙管理委員会事務局（役場地下1階会議室）で行うことができます。

### 【不在者投票】

◎出産や病気などで入院されている方や老人ホームなどの施設に入っている方で、その施設が不在者投票のできる施設として指定を受けている場合、その入院先や老人ホームで不在者投票をすることができます。

（注）投票開始日は選挙期

日の告示の翌日（13日（水）

からとなりますので、ご注意ください。

### 【郵便等投票】

身体障害者手帳などをお持ちで、法に定められた方は、郵便等投票をすることができます。

これらの制度を利用する

には、事前に申請・届出が必要となります。詳しくは町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

### 【代理投票・点字投票】

手や目が不自由なため文字を書くことが困難な方は、投票所で係員に申し出てください。法で定められた手続きにより、代理投票

をします。

### 【点字投票】

目の不自由な方で、通常の文字が書けない方には、点字による投票が認められています。各投票所で係員に申し出てください。この場合、点字器のご使用は、投票所に備え付けのものとなります。

### 【入場整理券】

入場整理券は5月13日頃郵送します。投票の際には忘れずにお持ちください。万一、入場整理券を紛失された場合でも投票はできますので、棄権しないで投票所へおいでください。

### 【選挙公報】

選挙公報は、5月15日頃新聞折り込みでお届けします。

折り込む新聞は、朝日、読売、毎日、東京、日本経済、産経新聞です。

なお、これらの新聞を購読されていない方は、郵送によりお届けしますので、選挙管理委員会事務局まで

ご連絡ください。

また、選挙公報は、役場、子ども家庭支援センター、保健福祉センター、各自治会長宅などに備え置くほか、町ホームページに掲載します。  
※問い合わせは、選挙管理委員会事務局

☎ 83-2345  
内線 430

## 防災行政無線 メッセージサービス

防災行政無線の放送を聞くことができなかった場合は、つぎの電話番号におかけいただき、聞き直すことができます。  
※防災行政無線メッセージサービス

☎ 83-2233

